

令和8年1月（第4回）経営協議会議事要旨

日 時 令和8年1月22日（木）13時30分～14時52分

場 所 本部棟第一会議室（ウェブ会議システム「Microsoft Teams」を併用）

出席者 12／14

（学外委員）松尾泰樹、中村正芳、塚本泰司、水田美由紀、松田正己、細羽紀子の各委員
（松尾委員、中村委員、塚本委員、水田委員は、ウェブ会議システム「Microsoft Teams」を使用して出席）

（学内委員）那須保友（学長）、三村由香里（理事）、菅 誠治（理事）、前田嘉信（理事）、
小代哲也（理事）、阿部匡伸（理事）の各委員

欠席者

（学外委員）伊東香織、中島義雄の各委員

陪席者

松本光雄監事、小原真紀子監事、和田淳医学部長、竹内哲也総務部総務課長

○ 議事要旨の確認

令和7年11月開催（第3回）議事要旨（案）について、原案のとおり承認された。

○ 議事

1 審議事項

（1）第4期中期計画の変更について

三村理事から、資料1に基づき、令和8年度に実施する医学部医学科に係る入学定員増員8名（令和8年度入学定員に限る）、法学部に係る入学定員減員17名、経済学部に係る入学定員減員35名及び農学部に係る入学定員増員22名に伴う第4期中期計画別表1（学部、研究科等及び収容定員）における収容定員数（第4期中期計画期間末（令和9年度末）時点）の変更について説明があり、審議の結果、原案のとおり承認された。

なお、本件は、1月開催の役員会における審議を経て、1月30日（金）までに文部科学省あてに提出することとした。

（2）未来医療創発研究所の設置及び中性子医療研究センターの廃止について

三村理事の指名により、和田医学部長から、資料2に基づき、本学の掲げる「強みの研究分野及び最重点研究分野として医学・ヘルスケア分野を指定し、社会実装とイノベーション創出を推進する」方針における中核拠点として、R I精密医療創発コア、前臨床動物モデル創発コア及び臓器創生創発コアの三つのコアの協働による相乗効果を核とする未来医療創発研究所の設置と、それに伴う中性子医療研究センターの統合・廃止について説明があった。

関連して、委員から、前臨床研究で動物実験用動物を使用する場合において、動物

の愛護及び管理に関する法律（動物愛護法）の今後の改正動向に留意すべきとの指摘があり、和田医学部長から十分に留意して進める旨の説明があった。

以上を踏まえて審議の結果、原案のとおり承認された。

なお、本件は、1月開催の役員会において審議することとした。

(3) 本学の目指す方向性の整理について

三村理事から、資料3に基づき、本学の目指すべき方向性については、MVVS (Mission: 組織の果たすべき使命・存在意義、Vision: 組織が中長期的に目指す理想像、Value: 組織が大切にしている行動指針、Strategy: ビジョンを実現するための具体的な手段) として整理し、そのうち Mission 及び Value については、執行部の作成した案に対する全学アンケートを実施の上、その回答を踏まえて決定することとしていた旨の説明があった。

関連して、文部科学省が11月に取りまとめた国立大学法人等改革基本方針において、第5期中期目標期間に向けた組織・業務等の見直しをはじめとする改革の方向性が示されたこと、また、その中で、各国立大学法人自らが重視するミッションを特定・明確化し、その実現に向け、強化すべき機能や具体的アクションを示すことが求められていること等について、説明があった。

こうした背景や全学アンケートの結果を踏まえた Mission (案)、同説明文 (案)、Value (案)、修正後の MVVS を踏まえた本学の目指す方向性 (案) が示されるとともに、本学の理念・目的・目標・戦略等の全体整理（「岡山大学の理念・目的」の Mission への再構築、「国立大学法人岡山大学の運営基本理念」及び「岡山大学の目標」の廃止）について提案があった。

委員から、我が国全体の教育・研究に係る人的リソースの有効活用に関して、将来的に、他大学等との競争と協働をバランスよく組み合わせながら、本学が持続的に強みを発揮できる体制を築くべきとの旨の意見があり、これに対し、那須学長から、Competition (競争) ではなく Co-Creation (共創) の精神で、自治体や経済界等も含めたステークホルダーとの対話を行いながら、本学としての役割を果たしていく旨の発言があった。

以上を踏まえて審議の結果、原案のとおり承認された。

なお、本件は、1月開催の役員会において審議することとした。

(4) 令和7年人事院勧告への対応について

三村理事から、資料4に基づき、令和7年人事院勧告については、民間給与との均衡を図るため月例給及び賞与ともに引き上げる結果となっており、国の政策として賃上げが推進されていること、諸物価等高騰の中、教職員の生活水準を維持する必要性、若手を含めた優秀な人材確保等の観点からの賃金上昇の必要性等の理由から、本学の対応として、俸給表（全体平均+3.3%）及び賞与（年間+0.05月分）について人事院勧告に準拠することとし、俸給表は令和7年4月に遡及、賞与は令和7年12月期に遡及して改定する旨の説明があった。

年俸制については、原則として人事院勧告の影響を受けない給与制度であることから、当分の間、改定を行わないこととしているが、平成31年4月導入の新年俸制については、月給制と同様に改定を行う旨の説明があった。

続いて、その他手当に関する人事院勧告について、①地域手当の支給地域見直し(岡山市3%⇒4%。令和8年4月適用)、②宿日直手当の引き上げ(令和7年4月遡及適用)、③通勤手当の引き上げ(令和7年4月遡及適用)は人事院勧告に準拠することの説明があった。④通勤手当の距離区分の新設、⑤駐車場等の利用に対する通勤手当新設、⑥通勤手当の支給方法の見直しについては、本学の給与制度として適切であるか引き続き慎重に検討の上、改めて3月の本会議に諮る方針である旨の説明があった。

次に、小代理事から、本学の財務状況について、令和7年度運営費収支見込及びそこから的人事院勧告影響額の差引額、本学の中期的な収支見込等に関する詳細な説明があった。

以上を踏まえて審議の結果、原案のとおり承認された。

(5) 諸規則の改正について(人事院勧告関係)

三村理事から、資料5に基づき、以下の規則に係る一部改正について、改正理由及び改正内容の説明があり、審議の結果、原案のとおり承認された。

- 1 国立大学法人岡山大学職員給与規則
- 2 国立大学法人岡山大学役員給与規則
- 3 国立大学法人岡山大学年俸制適用職員給与規則
- 4 国立大学法人岡山大学非常勤職員就業規則
- 5 国立大学法人岡山大学再雇用職員就業規則
- 6 国立大学法人岡山大学契約職員就業規則

(6) 諸規則の改正について(テニユア・トラック制関係)

三村理事から、資料6に基づき、国立大学法人岡山大学のテニユア・トラック制に関する規則の一部改正について改正理由及び改正内容の説明があった。

委員から、テニユア・トラック期間について質問があり、三村理事から、本規則の別の条文において最大5年と規定している旨の説明があった。

以上を踏まえて審議の結果、原案のとおり承認された。

2 報告事項

(1) 統合報告書2025の発行について

三村理事から、資料7に基づき、Pay it Forward(恩送り)と題して岡山大学統合報告書2025(通算第7号)を発行し、ステークホルダーに向けた学長からのメッセージ動画とともに、本学ホームページ上で公開した旨の報告があった。

(2) 令和8年度予算の伝達について(令和7年度補正予算を含む)

小代理事から、資料8に基づき、令和8年度における国立大学法人運営費交付金予

定額（支出予算及び収入予算）の概要について説明があった後、文部科学省から伝達のあった令和8年度予算について、文部科学省予算（全体）及び国立大学関係予算の概要（主な事項）並びに主な増額要因に係る報告があった。

次に、本学への予算の伝達状況について、運営費交付金伝達総額が175.8億円（対前年度+7.6億円）であること及び関連する増額要因の説明があった。特に、成果を中心とする実績状況に基づく配分影響額については対前年度+0.7億円、配分率100%（基準額）に対し0.5億円の増額に転じた旨の説明があった。

続いて、令和8年度概算要求に基づくミッション実現加速化経費（総額11.7億円）について、未来医療創発研究所創設に係る人件費分が措置されたことや、基盤的設備等整備分が軒並み措置されなかったこと等を含む詳細な報告があった。

加えて、成果を中心とする実績状況に基づく配分について、昨年度と比較した主要な増減部分についての報告があった。

最後に、施設整備実施予定事業に係る令和8年度当初予算及び令和7年度補正予算による措置の状況について、報告があった。

(3) 令和8（2026）年度 国立大学法人岡山大学経営協議会開催予定について

学長の指名により、竹内総務部総務課長から、資料9に基づき、次年度の経営協議会の開催日程について報告があり、学外委員に対して、おって各回の出欠予定を照会する旨の説明があった。

3 その他

(1) 次回開催日について

今回は、令和8年3月25日（水）16時00分から開催することとした。

以上